

公告

令和6年5月2日

豊橋市長 浅井 由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務

(2) 業務内容

別紙「第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年9月30日まで

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 令和6年度の豊橋市入札参加資格者名簿において、業務種目が[307調査委託]、[07総合研究所]に登録されていること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除処置を受けていないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立

てをなされなかった者とみなす。

カ 令和元年度以降に、地方公共団体が発注する調査・分析を元請として履行した実績を有する者であること。

3 参加手続

(1) 担当部局及び問い合わせ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市役所政策企画課

電話：0532-51-3152

FAX：0532-56-5091

電子メールアドレス：seisakukikaku@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

豊橋市ホームページに掲載する。

豊橋市政策企画課ホームページ：<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58349.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時必着

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出部数

1部 ※提出書類は全てA4判で提出すること。

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

オ 参加資格

参加資格確認後、「参加資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和6年6月3日（月）午後5時必着

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）及びCD-Rにて電子データ一式

※正本、副本ともにA4縦長左綴じとし、副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

(5) 評価の方法及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

① 一次評価（書面審査）

なお、提案者が多数の場合には、二次評価対象者を5者程度に絞り込むものとする。

② 二次評価（プレゼンテーション、ヒアリング）

日 程： 令和6年6月21日（金）（予定）

時間、場所及び留意事項等については令和6年6月12日（水）までに別途通知する。

4 提案内容の評価及び契約候補者の特定

「第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務プロポーザル評価委員会」において評価し、随意契約の候補者を特定する。

5 注意事項

(1) 提案書の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本プロポーザルに関する条件に違反した提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) その他詳細は、「第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務 プロポーザル実施要領」による。